

放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイドの改正案に対する直接の御意見ではないが関連するものへの考え方

整理番号	御意見の概要	考え方
4-1	<p>➤ 発電所再稼働問題 放射能汚染地問題 放射能汚水問題 半減期を他の音波、超音波等の干渉により早めることはできませんか。 除染も水和させているだけで放射能が減っているわけではありません。半減期についても拡散しているだけです。それで海に流しても大丈夫は疑問です。 発電所稼働問題は東京都心部に発電所を建設して安全性を示してください。地方に設立して放射能漏れ起こして。まったく説得力ありません。 素人考えでごめんなさい。 教えてください。 お願いします。</p>	<p>➤ 今回の意見募集は、放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイド（測定の信頼性確保関係）の改正案に対する科学的・技術的意見が対象です。</p> <p>➤ なお、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「法」という。）においては、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号。以下「規則」という。）第20条の2、第22条の2及び第24条の2に規定するとおり、測定、健康診断及び各種の帳簿の記帳について、電磁的方法により記録し、保存することが認められています。</p>
4-2	<p>➤ 拝見しました。 規制法の改定に伴い、周辺機器の点検・校正は重要な要素であると思います 記録の帳簿などは重要です しかし、現場の意見からは紙ベースでの帳簿管理は煩雑であるという意見が多く、内容も重要ですが、デジタル社会への対応も必要ではないかと存じます。 欧米に比べ、全体的にデジタル社会から遅れている懸念がある日本で、管理業務の重要性を担保していくならば簡易的な帳簿管理方法の実現も必要ではないかと思えます。 併せて検討していく必要があると思います。</p>	

整理番号	御意見の概要	考え方
4-3	<p>ガイドで示されている改正に伴いやるべき措置・その考え方、さらに具体例は、至極当たり前の考えで、こうするより無いだろう、と理解はできる。だが、被規制者はそれぞれ管理（放射線測定器の運用）が多様であり、ガイドで示された事柄はあくまで考え方・指針であり、今回の改正の対応・措置は、果たしてこの判断・措置でいいのか疑問に感じながら、具体案を準備・整理をしていくことになる。つまり、最終判断の確信が持てないまま予防規程の提出になる。</p> <p>そこで提案したいのは、規制室は各事業所が提出した予防規程の内容を精査して欲しい。例えば、変更申請並に確認して、管理方法（考え方、実施方法）を確認・指導することはできないか。このままだと、せっかく厳格にガイドで提示しても、予防規程の提出・受け取りで終わりである。勿論、実施プラン通りに管理を進めるだろうが、チェックのないまま不適切な管理が遂行される可能性を危惧する。つまり、予防規程の提出レベルでその内容が不適切であるかどうか、誰が、何時、確認するのか？提出で終わりとなり、形だけの管理にならないか、と危惧する。</p> <p>今回の予防規程の改正で求められる内容は、単に関係する予防規程の条文の追加規定だけではなく、事業所で使用している全ての放射線測定器の個々に対応した詳細な点検、校正のプラン、及びその記録の仕方を規定しなければならない。提出しただけの確認のない「測定の信頼性確保」は、形だけの信頼性確保になる可能性がある。立入検査の時に行う事もできるが、一年で確認できる事業所の数は少ない。スピード感を持って確認する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いに当たっては、「安全のための一義的な責任は放射線リスクを生じる施設と活動に責任を負う個人又は組織が負わなければならない」という国際的な基本原則に基づき、放射線障害予防規程を策定（改正を含む。）し、放射線障害を防止するための諸活動を適正に実行すべき一義的な責任は許可届出使用者、届出販売業者（表示付認証機器等のみを販売する者を除く。）、届出賃貸業者（表示付認証機器等のみを賃貸する者を除く。）及び許可廃棄業者（以下「使用者等」という。）が有しています。 ➤ 原子力規制委員会は、今回の改正趣旨が使用者等において適確に理解され、運用されるよう、放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイド（以下「予防規程ガイド」という。）の改訂をはじめ、講習会等の機会を捉えて啓発活動を行っていきます。

整理番号	御意見の概要	考え方
	<p>計画を立ててほしい。規制庁は、一方的な提出を求めるだけでなく、計画性を持ってその内容を確認し「あなたの事業所は、この予防規程の『測定の信頼性確保』の措置でいいです」と判断・確認する必要があると思う。この確認により、被規制者は改正の作業が報われ、新しい管理スタイルに確信を持って業務を遂行することが出来る。</p> <p>我々は、変更申請が承認（許可）される手続きのように、今回求められる具体的な管理手法（予防規程の内容）が、法改正の要求通りかどうか、規制庁がその内容を確認することを要請したい。それに準ずる確認・指導を是非行っていただきたい。</p>	
4-4	<p>3. 「測定の信頼性の確保」は必要と思っています。測定に参与している者として、測定結果の他、測定器の点検結果等も説明できなければならないと思っています。選任主任者は主任者試験合格後の主任者講習で多くの先生方の指導を受けています。「測定の信頼性の確保」の方法は、前述の「主任者講習」で教わり、対応するものと思っています。</p>	
4-5	<p><ページ 行> 全体 <記述> BG レベルの測定の質に関する記述がない <意見> BG レベルの把握の質にも言及があればよい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 御意見のバックグラウンドレベルの質とはどのようなものを指すのか明らかではないため、原案のとおりとします。 ➤ なお、放射線の量等の測定については、点検及び校正により機能及び期待される性能が維持され、必要な精度が確保された放射線測定器を用いるよう、予防規程ガイド改正案で示しています。

整理番号	御意見の概要	考え方
4-6	<p>No. 1 P2 ガイドの本文 冒頭 2 段落 1 行目 「なお、本ガイドで示す内容はそれに限定されるものではなく（中略）適切なものであれば、これらに適合するものと判断する。」とあるが、判断する主体は誰になるのか？ 予防規程は認可ではなく届出になるので、予防規程の作成者（許可届出使用者等）が判断することになるのか？例えば、委託により JAB 認定を取得した外部の測定サービス会社等から報告された外部被ばく線量の測定値について、許可届出使用者等（以下、使用者等という。）が実効線量及び等価線量を算定する段階において、独自の算定プロセス（報告された測定値に使用者等特有の補正係数を乗じてから算定する手順）を、本ガイドに限定されるものではないが適切なものとして、予防規程で規定して運用することは可能か？前述の独自の算定プロセスとは、技術的に妥当であることを使用者等が試験等で検証済であることを想定している。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 予防規程ガイドは、原子力規制委員会が同規程に定めるべき事項を明確にしたものであり、御意見の部分については、その文脈から原子力規制委員会が判断する旨を示しているものですが、放射線障害予防規程は、法第 21 条の規定に基づき、使用者等が策定しなければならないものであることから、放射線障害予防規程の内容等の適否は、使用者等が主体的に判断するものです。 ➤ また、規則第 20 条に係る測定の信頼性確保のための規定内容については、許可届出使用者及び許可廃棄業者において放射性同位元素等や放射線発生装置の取扱状況等を踏まえて定めるものです。 ➤ 御意見の管理方法の詳細が不明ですが、測定の信頼性を確保するための措置としてその妥当性を説明できるものであれば、適用できると考えます。
4-7	<p>意見 1 許可届出使用者には、表示付認証機器届出使用者は含まれているのか否か。 内容 別表 放射線障害予防規程に定めるべき事項に関するガイド新旧対照表 「1. 本ガイドの位置づけについて」と題して「放射性同位元素等の規制に関する法律第 21 条第 1 項の規定に基づき、許可届出使用者、届出販売業者（表示付認証機器等のみを販売する者を除く。）、届出賃貸業者（表示付認証機器等のみを賃貸する者を</p>	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 法第 21 条第 1 項における許可届出使用者とは、法第 15 条第 1 項の規定のとおり、法第 10 条第 1 項の許可使用者及び法第 3 条の 2 第 2 項の届出使用者のことであり、表示付認証機器届出使用者はこれに含まれません。 ➤ また、御意見の原子力規制委員会等への報告をしなければならない者は、法第 31 条の 2 に規定するとおりであり、本条における許可届出使用者には表示付認証機器届出使用者が含まれます。（補注：法第 31 条の 2 は、「許可届出使用者（表示付認証機器使用者を含む。）」と規定していますが、「表示付認証機器使用者」とは、法第 3 条第 1 項た

整理番号	御意見の概要	考え方
	<p>除く。)及び許可廃棄業者(以下「使用者等」という。))を本ガイドの対象としている。</p> <p>ここで言う「許可届出使用者」には、「表示付認証機器届出使用者」は、含まれないと判断されるが、よろしいでしょうか。</p> <p>「含まれない」とした場合、原子力規制委員会等への報告として、法律第31条の2に「許可届出使用者(表示付認証機器使用者を含む。)、届出版売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者は、. . . 中略. . . 事象の状況その他の原子力規制委員会規則で定める事項を原子力規制委員会. . . 中略. . . に報告しなければならない。」と規定されている「許可届出使用者」についても「表示付認証機器使用」は含まれるが「表示付認証機器届出使用者」は含まれないこととなる、そのように法律条文を判断してよろしいでしょうか。</p> <p>また、「含まれる」とした場合、「表示付認証機器届出使用者」は、予防規程を制定し、原子力規制委員会に届け出なければならない、さらに「表示付認証機器等の使用等に係る特例」として法律第25条の2に規定する条文と矛盾することとなります。</p> <p>法令条文の随所に「許可届出使用者」又は「許可届出使用者等」という用語が用いられていますが、法令条文からは「表示付認証機器届出使用者」は含まれていないと判断されるにも関わらず、条文により含まれていなければならない規定や含まれていないのに含めて行政指導されているものがあります。法令全体に係るものであり、早急に法令の整備をすべきではないでしょうか。</p>	<p>だし書及び第3条の2第1項ただし書に規定する表示付認証機器の使用をする者であり、また、「表示付認証機器届出使用者」とは、「表示付認証機器使用者」であって法第3条の3第1項の届出をした者であることから、「表示付認証機器届出使用者」は「表示付認証機器使用者」に含まれることは明らかなです。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 表示付認証機器届出使用者が放射線障害予防規程を定める必要がない一方で、御意見の「法第31条の2に規定する報告(いわゆる「事故等の報告」)の義務を課すことは、法第25条の2(表示付認証機器等の使用等に係る特例)の規定の趣旨に矛盾する」の趣旨が明らかではありませんが、法第31条の2の規定は、放射性同位元素の盗取や所在不明が生じたときなど、規則第28条の3に規定する事故や故障等の事態が生じた場合に報告を求めるものであって、このことを表示付認証機器使用者に求めることについて不合理な点はないと考えます。 ➤ また、法令における「許可届出使用者」又は「許可届出使用者等」には、表示付認証機器届出使用者が含まれる場合と含まれない場合があり、各条文においてその趣旨・目的に照らした適切な使い分けがなされています。「誤った行政指導が行われていることから早急に法令の整備をすべき」という御意見については、その存否も含めた具体的な事実関係等が明らかではなく回答は困難ですが、今後も被規制者と適切なコミュニケーションを図ること等により法令の規定に基づく厳正な規制に努めます。

整理番号	御意見の概要	考え方
4-8	<p>➤ 資料2の6頁に関連して 許可届出使用者が持つ放射線障害予防規程に関わるガイドでの規定内容ですが、検査登録機関が使用する放射線測定器について、原子力規制委員会はどのようにこれらの者が所有する放射線測定器の点検及び校正を義務づけているのでしょうか。許可届出使用者のように厳しく規制されているのでしょうか。</p>	<p>➤ 予防規程ガイドは、使用者等に放射線障害予防規程で定めるべき事項について示しており、登録検査機関はその対象としていません。</p> <p>➤ 一方で、登録検査機関については、法第41条の16において読み替えて準用する法第41条の5第2項において、「検査業務規程には、検査業務の実施方法、施設検査等の信頼性を確保するための措置、施設検査等に関する料金その他の原子力規制委員会規則で定める事項を定めておかなければならない」と規定しているとおり施設検査等の信頼性を確保するための措置を求めており、その一環で登録検査機関は、放射線測定器の点検及び校正を行っています。</p>
4-9	<p>➤ 資料2の6頁に関連して 「管理区域に一時的に立ち入る者であって、放射線業務従事者でない者」または健康診断の規則の記述中の「放射線業務従事者（一時的に管理区域に立ち入る者を除く。）」の考え方ですが、昭和63年10月の法改正時前に規定されていた「管理区域従事立入者」が、法改正後においては、全て「放射線業務従事者」になった（昭和63年10月1日、63安局第153号 課長通知）はずですが、昨今、放射線業務従事者であっても管理区域一時立入者を認めるようなことが規制庁から漏れ伝わってきます。本当でしょうか。本当だとすると、病院の放射線技師のように、放射線発生装置の運転をするが、当該管理区域に立ち入る際には放射線発生装置が停止しており、その管理区域立ち入りが一時的であると考えたと、当該放射線技師は、「放射線業務従事者（一時的に管理区域に立ち入る者を除く。）」に該当することになってし</p>	<p>➤ 規則第22条第1項第1号は、昭和63年の規則改正により現行の規定ぶりとなっておりますが、一般的な制度の運用に当たって、本条の規定におけるかっこ書きの者は、実務において見出し難いものと考えており、全ての放射線業務従事者に対して健康診断を実施することを趣旨として運用してきています。</p> <p>➤ 健康診断は、業務上管理区域に立ち入る者の健康に関する情報を把握することに資するものであることや、これまでの運用との対応を踏まえ、現行の規則第22条第1項の規定については、対象者がより明確になるように、慎重に検討していきたいと考えています。</p> <p>➤ なお、管理区域に一時的に立ち入る者については、規則第20条の測定に係る規定では、「管理区域に一時的に立ち入る者であって放射線業務従事者でないもの」を指し、規則第22条の健康診断に係る規定では、放射線業務従事者の</p>

整理番号	御意見の概要	考え方
	<p>まい、当該者については、健康診断が不要、被ばく関連も管理区域一時立入者としての測定（100μシーベルト以下であれば、）が不要となってしまいます。平成元年以降放射線業務従事者と管理してきたことがいきなり不要とされることとなり、科学技術庁・文部科学省・原子力規制委員会が今までやってきたことは過剰な義務を許可届出使用者に課してきたこととなりますが、規制する者として本当に大丈夫なのでしょうか？</p>	<p>うち一時的に管理区域に入る者を指すものであり、その対象者が異なります。</p>
4-10	<p>質問1. 別紙の1-1及び1-2について かなり具体的な基準（要件）が示されているように見受けられますが、施行規則等の法令に規定しないのは何故でしょうか？</p>	<p>➤ 別紙は、放射線障害予防規程に定めるべき事項のうち、規則第20条に係る測定の信頼性確保について規定するために必要となるその具体的な方法や測定に用いる放射線測定の点検及び校正並びにこれらの適切な組合せの考え方等を示すものであるため、規則の条文とは別に示すものです。</p>
4-11	<p>質問2. 別紙の1-1 マル3について 許可届出使用者等が ISO/IEC17025 に基づく放射線個人線量測定分野の認定を取得せずに、同等の測定を行っている場合は「(例えば、～など)」の「など」に含まれるのでしょうか？含まれない場合であっても、本ガイドラインは法令に対する解釈なので、即刻法令違反にはならない（指導はあり得る）という理解でよろしいでしょうか？</p>	<p>➤ 御意見の趣旨が明らかではありませんが、御意見にある対応等が法令違反に該当するか否かについては、一概に示すことは困難であり、その対応等の状況を確認した上で判断をすることとなります。</p>
4-12	<p>➤ 資料2の10頁について 管理区域に一時的に立ち入る者（100 マイクロシーベルトを超える者）が使用する放射線測定器に関する信頼性の確保及び測定器の点検及び校正についてですが、管理区域に一時</p>	<p>➤ 御意見の原子力規制委員会及び登録検査機関としての体制の趣旨が明らかではありませんが、放射線施設に立ち入る者が放射線検査官等である場合にあっては、一時的立入者のうち、被ばくによる実効線量が100μSvを超えるおそれの</p>

整理番号	御意見の概要	考え方
	<p>的に立ち入る者の中で 100 マイクロシーベルトを超えるおそれのある者として可能性が一番高いのは、原子力規制委員会が行う立入検査で各許可届出使用者の管理区域に立ち入ることとなる放射線検査官等と思われます。過去にも 1 月間で 200 マイクロシーベルトの測定結果を出したことがあります。このようなことを想定して、原子力規制委員会としては、当該放射線検査官等が立ち入ったこととなる事業所全てに、当該放射線検査官等が装着した放射線測定器に関する信頼性の確保及び放射線測定器の点検及び校正の結果を送付する体制又は伝える体制を整えているのでしょうか？</p>	<p>ある者についての測定は、放射線施設を管理する許可届出使用者及び許可廃棄業者が実施しなければなりません。</p>
4-13	<p>➤ 資料 2 の 10 頁について</p> <p>管理区域に一時的に立ち入る者の中で 100 マイクロシーベルトを超えるおそれのある者として可能性がある者として、登録検査機関の検査職員も想定されます。これら登録検査機関に対し、当該検査員が装着する放射線測定器の測定結果が 100 マイクロシーベルトを超えた時における当該放射線測定器に対する信頼性の確保及び当該放射線測定器の点検及び校正の結果を施設検査又は定期検査を受検した許可使用者に対して送付する体制又は伝える体制を整えるよう指導しないのですか。</p>	
4-14	<p>・ 14 ページの表 4 の線量限度で、外部被ばく線量が 100 マイクロシーベルト、内部被ばく線量が 100 マイクロシーベルトで、合わせて 200 マイクロシーベルトの場合は、測定の義務はないという解釈で正しいか？</p>	<p>➤ 規則第 20 条第 2 項に規定する一時的立入者の測定については、外部被ばくによる実効線量が 100 μSv を超えるおそれがあるときには外部被ばくによる線量の測定を行い、また、内部被ばくによる実効線量が 100 μSv を超えるおそれがあるときには内部被ばくによる線量の測定を行う必要があります。</p>

整理番号	御意見の概要	考え方
		<p>ます。</p> <p>➤ なお、規則第20条第2項の測定は、管理区域に立ち入る者の被ばく管理のために行うものであり、放射性同位元素等又は放射線発生装置を取り扱う放射線業務従事者は測定を必須とし、見学等による一時的立入者については、100μSvをしきい値としてこれを超えるおそれがないときは測定を必須としないとするものです。</p>